

中心分子山上某外参加者全員は市内春の町社大黨縣聯事務所
に集合し此處を争議團本部として籠城することに決し全總九
聯争議部長官崎太郎等の來援を得翌六日午四時頃款願書を
館主に提示し明七日正午回答を約して引揚げたのである。
館主に在りては一度の交渉もなく罷業を決定せる従業員の能
度に憤激し全員解雇も辭せずと即時北九州映畫聯協會長
並に市内劇場組合に報告し應援を求めて營業を續けた。
日頃館主との親好ある眞鍋某は暴怒双方の強硬なる態度を憂
慮し早急和解せしむべく一應館主の意圖を質したる後争議團
本部を訪れ組合幹部と懇談し館主の腹案に甚く同答案を提示
したる處その誠意を認め争議團員に報告したる結果一回も巴
むなしとて之を承認したるを以て七日双方代表會見し左の條
件を覺書として手交し解決したのである。

十二 解決條件

- 1、物價騰貴に依り自今俸給の一割五分を増給す
- 2、月給制度として一ヶ月一回の自由公休を支給するも其他
の缺勤は歩引するものとす
- 3、日曜祭日早朝出勤支給の問題は勞資協調の精神に則り
聽入れ難く又従業員側に於ても要求せざるものとす
- 4、解雇手當制度は本日を採用日として左の通り積定する
一、勤続一年に付月給一ヶ月分とす
二、月端数は十二月以内を以て分割支給す
三、日端数は切捨
四、尚採用后三ヶ月以内に解雇する場合は解雇手當を支給
せず
五、理由を如何を問わず自己より退職を願出たる場合は平